

生物多様性に関する国際先住民族ネットワーク（IIFB）の最終声明

第10回生物多様性条約締結国会議（COP10）

2010年10月29日 名古屋

議長、ご出席の閣僚および参加者の皆様、先住民族の兄弟姉妹

本日、私は生物多様性に関する国際先住民族ネットワーク（IIFB）を代表して声明を読みます。

2週間におよぶ作業と長時間の議論、多くの交渉を重ね、COP10が終わろうとしています。私たち IIFB の代表たちは、私たちの提案と考察をもってすべての議論に積極的に参加しました。

IIFB は、先住民族と地域コミュニティの文化的知的遺産に対する尊敬を保証する倫理基準の採択を歓迎し、条約締結国と利害関係者が先住民族と関わる際にはこの基準を活用することを求めます。私たちは、8条j項にある活動計画における慣習的持続可能な使用に焦点があたったこと、生態系管理と生態系サービス、保護地域に関する真剣な議論のためのテーマも歓迎します。

私たちは、厳しく集中した議論の中でも先住民族と地域コミュニティの権利に関する関心を表明するという、締約国が示してくれた配慮の気持ちに感謝します。妥協は強いられましたが、戦略計画の決定過程と実施における先住民族と地域コミュニティの全面的かつ効果的な参加の権利が認められたこと、指標に関する IIFB の作業を、私たちは指摘したいと思います。

COP 10における決定を先へ進めることを、私たちは強調します。締約国が合意されたことを公約とし実行しなければ 2020 年目標は再び失敗することになります。私たちの権利—とりわけ「先住民族の権利に関する国連宣言」、全面的かつ効果的な参加、伝統的知識と慣習的持続可能な利用—の正当な承認と尊重によって、私たちは条約の目的に従って前進することになるでしょう。

先住民族は、とくに自分たちの領域と生物多様性において、気候変動の悪影響に直面しています。締約国が、経済的および非経済的な動機がもつ社会的文化的な側面について配慮を払わなければ、私たち先住民族の生物多様性と生き方を保護することはできないでしょう。私たちにとって、その配慮とは、回復、適正技術の移転と能力形成、恩恵の公正かつ衡平な分配、そして何よりも私たちの自主決定権の尊重なのです。

ABS 名古屋議定書の採択にともない、締約国は、遺伝資源と関連する伝統的知識を重視した国際法を公布したことになります。先住民族と地域コミュニティはすでに精神的価値と倫理規範、慣習法、自分たちの土地と領域、資源、伝統的知識についての導きとなる確立された権利を持っており、それらは尊重されなければなりません。

締約国は、先住民族の慣習と人権を支持し伝統的知識を保護する施策を国内法に盛り込むことを受け入れました。しかし、生物学的海賊行為を止めるためにはすべきことはまだまだあります。その公正かつ意味ある実行のために、私たちは各國政府と共に働くことを期待します。

私たちを受け入れてくれた日本政府と私たちの兄弟姉妹である日本の先住民族のもてなしに感謝したいと思います。そして IIFB は 辺野古／大浦湾での軍事基地建設とそれが生物多様性に与える影響という沖縄の兄弟姉妹についての憂慮を表明したいと思います。

議長、最後になりますが、COP10 が終わる今日、そして国際生物多様性の年である 2010 年の終わりにあたる今日、私たちは 1992 年に決めた未来に生きています。しかし私たちは何を達成したのでしょうか。いつまで未来を見つめなければならないのでしょうか。今こそ動き始めるべきです。